



金 沢 市 公 報

第 3 0 4 1 号 の 2

令和3年(2021年)5月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

| ◎ 目 次 | ページ |
|---------------|-----------|
| ● 監査公表 | |
| ○ 監査公表 (第11号) | (監査事務局) 1 |

監 査 公 表

●金沢市監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により職員措置請求書の提出があり、同条第5項の規定により、金沢市監査基準（令和2年監査公表第3号）に準拠し実施した監査の結果を決定し、請求人に通知したので、同項の規定によりこれを公表します。

令和3年5月21日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 金沢市監査委員 | 西 | 尾 | 昭 | 浩 |
| 金沢市監査委員 | 中 | 村 | 哲 | 郎 |

収 監 査 第 81 号
令和3年5月20日
(2021年)

林 木 則 夫 様

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 金沢市監査委員 | 西 | 尾 | 昭 | 浩 |
| 金沢市監査委員 | 中 | 村 | 哲 | 郎 |

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和3年3月23日に提出のあった職員措置請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、金沢市監査基準（令和2年監査公表第3号）に準拠し監査を実施し、その結果を次のとおり決定したので通知します。

第1 請求の受付

1 請求人

金沢市小坂町西61番地7 林 木 則 夫

2 請求書の提出日

令和3年3月23日

3 請求の内容

請求人から提出された職員措置請求書（別紙第1のとおり）による主張及び措置要求の要旨は、次のとおりである。

(1) 請求人の主張要旨

ア 政務活動費の法律

平成24年に改正された地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第100条第14項乃至第16項の規定は、政務活動費の法律である。

自治法第100条第14項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部としてその議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交

付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と、自治法第100条第15項は、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と、自治法第100条第16項は、「議長は、第14項の政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする。」と、それぞれ規定している。

イ 条例

自治法改正を受けて、金沢市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第2号。以下「条例」という。）が制定され、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例第8条で規定している。条例第8条第1項では、「政務活動費は政務活動に要する経費に対し交付すること」と、条例第8条第2項では、「政務活動費は別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする」と、それぞれ規定している。

ウ 条例規定の政務活動

条例第8条第1項では、「議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」を「政務活動」と規定している。金沢市議会議員の政務活動は、例えば、調査研究費に係る経費の内容は、「議員が行う調査研究」活動の経費であり、当該調査研究活動も「議員としての活動」である。

しかし、会派共用費は、当初案では政務活動の規定がなかったことから、「政務活動に要する経費」とするために「1の項（調査研究費）から8の項（資料購入費）まで及び10の項（事務所費）に掲げる経費で、当該会派等において支出するもの」の文言を追加しており、交付を受けた議員が会派へ支出する会派共用費の内容規定は、条例第8条第1項及び第2項の規定に違反していることから、別表（第8条関係）に定める政務活動費の項目ではない。よって、会派共用費の内容規定は無効である。

また、共通経費でも、「議員が行う活動に共通して必要な経費」の「共通して」を後で加えたことは、政務調査費の「その他の経費」と同様、拡大解釈が可能となるゆえに「政務活動に要する経費」に限定する経費規定との整合性がないこと、すなわち、政務活動費の用途の透明性確保という観点において政務活動を否定する規定となることから、条例第8条第2項が規定する「政務活動に要する経費」である政務活動費の項目ではない。よって、共通経費の内容規定は無効である。

以上のことから、会派共用費及び共通経費の内容規定は、「政務活動に要する経費」ではない。

エ 条例規定の政務活動に要する経費

条例第8条第2項別表は、「政務活動に要する経費」として、調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、人件費、事務所費、会派共用費及び共通経費の12項目の経費と規定している。

ただし、全国市議会議長会が策定した政務活動費の交付に関する条例案（例）には、会派共用費及び共通経費の2項目は規定されていない。

条例では、会派共用費及び共通経費の内容を以下のとおり規定している。

会派共用費の内容は「所属する会派等において議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同で行う事業に要する経費のうち、1の項から8の項まで及び10の項に掲げる経費で、当該会派等において支出するもの」であり、共通経費の内容は「上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費」である。

オ 「議員としての活動」経費に限定された経費

政務活動費と名称変更された第180回国会の平成24年8月7日の衆議院総務委員会の審議において、自治法改正時の質疑応答の中で、「政務活動費は、あくまでも議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部を交付するものである」、「議員としての活動に含まれない活動のための経費などは条例によって対象にすることができない」と確認している。

すなわち、政務活動費は、議員としての活動に含まれない経費について政務活動費を充当することができない経費であり、「議員としての活動」経費に限定された経費である。

したがって、「議員としての活動」ではない活動のための経費に政務活動費を充当すれば、当該経費は違法である。それゆえ、条例第8条第2項別表で定める会派共用費及び共通経費の項目は政務活動費の条例で定める対象とすることができない経費である。

カ 返還請求対象議員

令和元年度の政務活動費の支出について、政務活動費収支報告書及び政務活動費出納簿で調査したところ、会派共用費及び共通経費を大多数の議員が支出しているが、本質的には、会派共用費及び共通経費の項目に係る経費に政務活動費を充当支出している議員の全てに返還請求をする必要がある。

源野和清議員は、会派共用費が36万円、共通経費44万5,709円、両項目の合計額が80万5,709円であり、一番多額である。

源野和清議員の政務活動費出納簿記載の会派共用費支出は5回で、共通経費支出は71回であるが、いずれの支出においても、「政務活動に要する経費」関連経費である事実を証する書類を議長に提出していない。

中川俊一議員の政務活動費出納簿記載では、会派共用費支出は3回で4万3,546円、共通経費支出は96回で57万8,431円、両項目の合計額は62万1,977円であるが、いずれの支出においても「政務活動に要する経費」関連経費である事実を証する書類を議長に提出していない。

澤飯英樹議員の政務活動費出納簿記載では、会派共用費支出は5回で7万105円、共通経費支出は58回で53万6,099円、両項目の合計額が60万6,204円である。

いずれの支出においても「政務活動に要する経費」関連経費である事実を証する書類を議長に提出していない。

本件措置請求の政務活動費返還対象議員を上記3名の議員とした。

キ 監査対象議員の充当支出の実態

源野和清議員、中川俊一議員及び澤飯英樹議員が会派共用費及び共通経費として政務活動費を充当理由としている政務活動費出納簿の「活動(用途)内容」欄の記載内容は、「政務活動に要する経費」ではない。

源野和清議員の会派共用費は、いずれの支出も「会派共用費概算払分」であって、政務活動を証する書類の議長提出がないことから、当該各支出に政務活動費を充当していることは会派共用費の内容規定に違反する違法支出である。

源野和清議員の共通経費は、政務活動を証する議長提出書類がないことから、当該各支出に政務活動費を充当していることは共通経費の内容規定に違反する違法支出である。なお、自動車リース契約は私人としてのプライベートな活動のための契約であり、毎月の自動車リース料金の各支払額のうちの2分の1相当額を政務活動費で充当していることから、当該契約書は、当該各充当額が違法支出であることを証する書類である。

中川俊一議員の会派共用費は、いずれの支出も「会派共用費概算払分」であって、政務活動を証する書類の議長提出がないことから、当該各支出に政務活動費を充当していることは会派共用費の内容規定に違反する違法支出である。

中川俊一議員の共通経費のうち、自動車リース契約は私人としてのプライベートな活動のための契約であり、毎月の自動車リース料金の各支払額のうちの2分の1相当額を政務活動費で充当していることから、当該契約書は、当該各充当額が違法支出であることを証する書類である。また、コピーリース料に政務活動費を充当支出していることは、議員としての活動経費ではないことから、当該契約書は、コピーリース料が違法支出であることを証する書類である。

澤飯英樹議員の会派共用費は、いずれの支出も「会派共用費概算払分」であって、政務活動を証する書類の議長提出がないことから、当該各支出に政務活動費を充当していることは会派共用費の内容規定に違反する違法支出である。

澤飯英樹議員の共通経費は、政務活動を証する議長提出書類がないことから、当該各支出に政務活動費を充当していることは共通経費の内容規定に違反する違法支出である。また、自動車リース契約、デジタルカラー複合機リース契約などは私人としてのプライベートな活動のための契約であり、当該契約書は、当該各充当額が違法支出であることを証する書類である。

ク 違法額

源野和清議員、中川俊一議員及び澤飯英樹議員の違法額は、政務活動費収支報告書記載の会派共用費及び共通経費の金額の合計額である。

源野和清議員の違法額は、80万5,709円である。

中川俊一議員の違法額は、62万1,977円である。

澤飯英樹議員の違法額は、60万6,204円である。

(2) 措置要求の要旨

請求人は、源野和議員に対し80万5,709円の金額、中川俊一議員に対し62万1,977円の金額、澤飯英樹議員に対し60万6,204円の内額及び当該各金額に対する民法第404条第2項規定の年3パーセントの割合による遅延損害金を支払うように請求することを、金沢市長に求める。

よって、地方自治法第242条第1項の規定により、請求人は、金沢市監査委員に対し、事実証明書を添えて必要な措置を講ずることを求める。

〔請求人から提出された事実を証する書面〕

- (1) 金沢市議会政務調査費の交付に関する条例及び同施行規則
- (2) 第180回国会 総務委員会 第15号(平成24年8月7日(火曜日))(抜粋)
- (3) 全国市議会議長会策定の「〇〇市(区)議会政務活動費の交付に関する条例案(例)」
- (4) 政務活動費検討会記録
- (5) 第2回政務活動費検討会記録
- (6) 第3回政務活動費検討会記録
- (7) 第4回政務活動費検討会記録
- (8) 金沢市議会政務活動費の交付に関する条例
- (9) 令和1年度 政務活動費収支報告書 議員氏名:源野和清
- (10) 令和元年度 政務活動費収支報告書 議員氏名:中川俊一
- (11) 令和元年度 政務活動費収支報告書 議員氏名:澤飯英樹

(注)これらの書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

4 監査委員の除斥

監査委員のうち、議員選任の高岩勝人委員及び清水邦彦委員については、直接の利害関係を有するので、自治法第199条の2の規定により除斥した。

5 請求書の要件審査

令和3年3月23日付けで請求のあった本件職員措置請求書(以下「本件請求」という。)については、自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、同年4月1日に受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項及び監査対象部局

請求人の請求内容から判断し、令和元年度政務活動費のうち、請求人が違法支出とした会派共用費及び共通経費が不適切な支出であるかどうか、市長が政務活動費の返還請求を怠っているかどうかを監査の対象とした。

監査対象部局については、議会事務局総務課とした。

2 関係人調査(その1)

政務活動費に係る収支報告書提出の際に添付する「領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写し」(以下「添付書類」という。)は、条例第14条の規定により議長が保存しているため、自治法第199条第8項の規定による関係人調査として、議長に対し、請求人が違法支出と主張している支出についての添付書類の提出を求め、精査を行った。

3 請求人の陳述及び証拠書類の提出

請求人に対し、自治法第242条第7項の規定に基づき、令和3年4月20日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から、事実証明書の追加として新たな証拠書類の提出があり、請求の趣旨を補足する次のような趣旨の陳述があった。

(1) 第180回国会総務委員会第15号記録について

事実証明書2の第180回国会総務委員会第15号(平成24年8月7日(火曜日))(抜粋)についての記録によれば、「政務活動費は、あくまで議員の調査研究その他の活動に資する経費の一部を交付するものであり、政党活動、選挙活動、後援会活動、私人としてのプライベートな活動のための経費などは条例によって対象にすることができないものである。」としており、「議員としての活動に含まれない活動のための経費などは条例によって対象にすることができない」ことが政務活動費の法律の内容である。したがって、政務活動費は、政務活動に要する経費であることから、議員としての活動ではないプライベートな活動のための経費などは、条例

で規定することは許されない。自動車のリース料は、私人がリース契約をした約束に基づいて毎月支払う料金であることから、議員としての活動に含まれない活動のための経費そのものである。以上のことから分かる通り、政務活動費の法律が正しく理解されていないことが問題点の本質である。

(2) 全国市議会議長会の政務活動費の交付に関する条例案(例)について

事実証明書3の全国市議会議長会の市(区)議会政務活動費の交付に関する条例案(例)の第5条は、政務活動費を充てることができる経費の範囲の規定である。第1項では、政務活動費は政務活動に要する経費に対して交付すること、第2項では、政務活動費は別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとするをそれぞれ規定している。なお、別表(第5条関係)の項目は、調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、人件費、事務所費の10項目であり、条例で項目としている会派共用費及び共通経費の記載はない。

(3) 政務活動費検討会記録について

平成24年の自治法改正により政務活動費の条例を作成するために設置された政務活動費検討会の記録によると、「金沢市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の『その他の経費』には、具体的に『携帯電話の利用料金、自動車の燃料費又はリース料等』という例示があるが、政務活動費検討会座長試案で設けられた政務活動共通経費には、『上記以外の経費で議員が行う活動に必要な経費』としか記載されておらず、たとえ政務活動費運用の手引きで用途基準を設けたとしても、条例に規定するという点では、透明性のある内容規定にする必要があるのではないか。」との意見があった。また、「全国市議会議長会の政務活動費の交付に関する条例案(例)」のように政務活動共通経費を削除すべきとの意見があったことは、たいへん重要なことである。

(4) 遅延損害金について

条例第10条第1項には、「政務活動費の交付を受けた議員は、規則で定める政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出しなければならない。」と、第2項には、「収支報告書及び前項の添付書類は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。」と規定している。しかし、毎年4月30日以降に収支報告書を訂正し、不当利得がなかったとして遅延損害金を請求していないことは問題点の一つである。

[新たに提出された証拠書類](事実証明書の追加)

(12) 金沢市議会政務活動費運用の手引き—はじめに—

(注) これらの書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

4 関係職員の陳述の聴取

令和3年4月20日に議会事務局長及び議会事務局総務課長から陳述の聴取を行ったところ、次のような趣旨の陳述があった。

(1) 政務活動費の用途基準について

条例第8条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする」と規定した上で、調査研究費など12の項目を別表に掲げ、各項目の内容欄でどのような経費が該当するかを定めている。ただし、条例において具体的な例示を含めて規定することは困難なため、金沢市議会では、運用の手引きにおいて、用途基準の具体的な例示を行っているが、ここでも全ての経費を網羅することは不可能なため、想定される典型的な用途を記載しているものである。条例や運用の手引きに個別具体的に例示されていない費用であっても、議員の調査研究活動その他の活動に有益となる費用であれば、運用の手引きの例示の「等」として、これを含むと解するのが妥当である。

(2) 請求人の主張に対する考え方について

ア 会派共用費について

会派共用費については、その費用が「条例第8条第1項は政務活動費に要する経費を議員に交付することと規定しており、交付を受けた議員は条例第8条第2項で規定する政務活動に要する経費に充てることができる項目としているゆえに、交付を受けた議員が会派へ支出する会派共用費の内容規定は条例第8条第1項及び第2項規定に違反しており、政務活動費の『項目』ではない」との主張については、請求人の独自の解釈であり、各会派から収支報告書、出納簿及び領収書等が提出されており、議員個人に交付される政務活動

費と同様に適正に処理されていると考えている。

イ 共通経費について

共通経費については、「『議員が行う活動に共通して必要な経費』の『共通して』を後で加えたことは、政務調査費の『その他の経費』と同様、拡大解釈が可能で無限定となるゆえに『政務活動に要する経費』に限定する経費規定との整合性がないこと、すなわち、政務活動費の使途の透明性確保という観点において『政務活動』を否定する規定となることから、条例第8条第2項が規定する『政務活動に要する経費』である政務活動費の『項目』規定ではない。」との主張については、請求人の独自の解釈であり、共通経費については、条例第8条第1項、第2項及び別表により、「政務活動に要する経費」を類型化した上で、「上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費」として、政務活動に充てることができる経費の一つに規定している。運用の手引きでは、さらに5項目に限定し充当を認めているが、政務調査費から政務活動費への制度改正で、より幅広い活動に充てることができるよう改正が行われており、また、過去の裁判において実質的に適法と判断された経費は、政務活動費制度においても、当然に適法な経費であると考えている。

なお、これらの経費においては、議員の政務活動にかかる案件や時間を厳密に区別することが難しいこともあり、所要の経費を定められた按分率で算出した額を上限に、政務活動費として充当することができるとしているものである。

ウ 政務活動費の適正な執行について

請求人は、「政務活動費は、議員としての活動に含まれない経費について政務活動費に充当することができない経費、言い換えれば『議員としての活動』に限定された経費である」旨の主張をしているが、本請求の対象となっている政務活動費については、それぞれ条例、規則及び運用の手引きに定める規定の通り、各議員の責任のもと、適正に執行されているものと考えている。

5 関係人調査（その2）

請求人が違法支出と主張している支出について、自治法第199条第8項の規定に基づく関係人調査として、関係議員に対し書面による調査を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 政務活動費制度の概要

ア 根拠となる法律、条例及び規則等

平成24年法律第72号の自治法の改正により、政務調査費制度は政務活動費制度となり、名称を「政務調査費」から「政務活動費」に、交付目的を「議会の議員の調査研究に資するため」から「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めなければならないものとし、議長は政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする規定された。

イ 本市における政務活動費の交付の経緯

平成24年法律第72号による改正前の自治法の規定を受けて、本市においては、平成13年3月に「金沢市議会政務調査費の交付に関する条例」（以下「旧条例」という。）を制定し、同年4月1日から施行した。

旧条例の制定当時は、政務調査費の交付対象を「会派」とし、領収書についても収支報告書への添付は不要としていた。しかし、議員個人の説明責任・自己責任の明確化を図り、更なる透明化を図るために、平成20年6月に旧条例を改正し、同年7月から交付対象を「議員」へ変更し、全ての支出に対して領収書等の写しの添付を義務付け、交付金額を月額25万円から月額18万円に減額している。また、平成24年法律第72号による改正後の自治法に基づく条例では、政務活動費を充てることができる経費の範囲を定め、政務活動費を充てることができない経費も示している。更に、平成28年3月に条例を改正し、同年4月から交付金額を月額18万円から月額16万円に減額している。

ウ 交付手続等

- ① 政務活動費の交付を受けようとする議員は、条例第5条の規定により、毎年度規則で定める交付申請書を議長を経由して市長に提出する。
- ② 市長は、条例第6条の規定により、交付する政務活動費の額を決定し、その旨を規則で定める通知書により議長を経由して当該議員に通知する。

- ③ 前記の通知を受けた議員は、条例第7条第1項の規定により、四半期ごとに規則で定める請求書により市長に請求する。
- ④ 市長は、前記の請求があった場合は、条例第7条第2項の規定により、速やかに政務活動費を交付する。
- ⑤ 前記の交付を受けた議員は、条例第10条第1項及び第2項の規定により、毎年4月30日までに、前年度の交付に係る政務活動費について、規則で定める収支報告書に政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出する。議長は、政務活動費の適正な運用を期すため、条例第12条の規定により、必要に応じ調査を行うなど、使途の透明性の確保に努めることとされている。
- ⑥ 議長は、収支報告書の提出があったときは、条例第11条の規定により、当該収支報告書の写しを市長に送付する。

エ 使途基準及び市長への返還

条例第8条及び別表に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲（以下「使途基準」という。）については、政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付するとされ、条例別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとされている。条例別表に定める使途基準には、調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、人件費、事務所費、会派共用費及び共通経費の12項目が示されており、また、政務活動費を充てることができない経費として、「政党の活動に係る経費」、「慶弔費その他の交際費的経費」、「選挙活動に係る経費」、「後援会活動に係る経費」、「飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費」、「会派等又は個人の資産形成に係る経費」、「政務活動費以外の公費支出と重複する支出に係る経費」、「公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の法令等に抵触する経費」、「使途不明の支出に係る経費」を掲げている。

市長は、条例第13条の規定により、政務活動費の交付を受けた議員が当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員が当該年度において使途基準に従い支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができるとしている。

オ 使途基準の運用指針

平成20年6月の条例改正に併せ、金沢市議会として政務調査費の取扱いの基本指針を示す運用の手引きを作成しており、平成24年4月には親族等への支出に一定の制限を設けるなどの改訂を行っている。平成25年4月には平成24年法律第72号による改正後の自治法に基づく条例改正により、従前の運用の手引きを金沢市議会政務活動費運用の手引きに改めており、平成27年4月には政務活動費の人件費及び事務所費への充当限度額を2分の1までとするなどの改訂を行っている。また、平成28年4月には事務所費を計上する場合に政務活動事務所届を提出することなどの改訂を行っている。当該運用の手引きにおいては、政務活動費執行に当たっての原則として、

- ① 政務活動が、市行政と関連性を有していること。
- ② 政務活動費の各支出が、その目的からみて合理性、必要性を有していること。
- ③ 支出金額が、社会通念上相当と認められる範囲内であること。
- ④ 政務活動費は、議員と一定の関係にある者や法人に対しては支出できないこと。

を掲げるとともに、条例別表に記載している使途基準のほかに「主な例」や「その他の例」を具体的に示し、使途基準を明確にしている。

(2) 条例に基づく令和元年度政務活動費の交付等について

ア 交付

市長は平成31年4月1日付けで交付申請書を受理し、交付する政務活動費の額を16万円×12か月＝192万円と決定した上で、その旨を同年4月1日付けの政務活動費交付決定通知書により、議長を経由して各議員に通知している。通知を受けた議員は政務活動費の交付を市長に請求し、市長は当該政務活動費192万円を交付している。

イ 収支報告

令和元年度分の政務活動費については、令和2年4月30日までに各議員から議長に収支報告書等が提出されており、議長は令和2年5月30日に収支報告書の写しを市長に送付している。

議長に提出された収支報告書等は、議会事務局において使途基準に沿って支出されているかなどの事務的な確認を行っている。

2 判断

(1) 判断基準について

本市の政務活動費は、自治法第100条第14項の規定に基づいた条例及び規則に従い交付されており、その使途基準についても条例第8条及び別表で規定している。また、議会において自主的に定めた運用の手引きにより政務活動費の取扱いの運用指針が示されており、この中で更に使途基準を明確にするための具体的な例示がなされている。

そこで、本件監査に当たっては、上記の使途基準に、「議員の活動は様々な政治課題や市民生活に係わり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査研究活動の市政との関連性、その目的、方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものである。」(平成17年(行コ)第14号同19年2月9日札幌高裁判決)、「自治法が議員の調査研究に資するため必要な経費として政務調査費を交付することができる」としているのは、議員に活発な調査研究活動を促し、議会の審議能力を強化しようとする趣旨に基づくものと解されるから、政務調査費をどのように活用するかは、本来、各議員の自律的判断に委ねられるべきものである。」「調査研究活動に係る支出が使途基準に合致するかどうかを判断するに当たっては、各議員の活動の自主性を尊重することも考慮すべきであるから、その活動が市政に関連するものであるか否かについての判断を含めて、その活動の具体的内容の当否を問題とするのではなく、整理保管を義務付けられているところの会計帳簿や領収書その他の関係書類の記載事項を基礎的な判断材料として、可能な限り一般的、外形的に判断するのが相当である。」(以上、平成19年(行ウ)第5号 同22年3月26日青森地裁判決)との考え方を踏まえた「政務活動費支出の適否についての具体的な判断基準」(別紙第2のとおり)を設け、この判断基準に基づき、請求人が違法と主張する支出について、不適切かどうかを確認することとした。

(2) 会派共用費について

請求人が違法支出であると主張した会派共用費支出について、その全ての支出に係る添付書類を確認し、判断基準と照らし合わせたところ、調査研究活動のために必要な会派共用費としての支払の事実が認められた。また、政務活動費を充当した支出については、議員が行う調査研究等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動などの政務活動に要する経費として使用していたことを関係人調査にて確認した。

請求人は、「条例第8条第1項は政務活動に要する経費を議員に交付することと規定しており、交付を受けた議員は条例第8条第2項で規定する政務活動に要する経費に充てることができる項目と規定している」とし、「交付を受けた議員が会派へ支出する会派共用費の内容規定は条例第8条第1項及び第2項規定に違反しているから、条例第8条第2項規定の政務活動費の『項目』ではない。よって、会派共用費の内容規定は無効である」、「会派共用費の支出は、いずれの支出も会派共用費概算払分であり、政務活動を証する書類を議長に提出していない」として充当した金額を全額違法であると主張しているが、請求人の独自の解釈である。

よって、会派共用費の支出は不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

(3) 共通経費について

請求人が違法支出であると主張した共通経費について、その全ての支出に係る添付書類を確認し、判断基準と照らし合わせたところ、調査研究活動のために必要な共通経費としての支払の事実が認められた。また、関係人調査において、この共通経費は、議員が行う調査研究等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動などの政務活動に要する経費として使用していたことを確認した。

請求人は、「『議員が行う活動に共通して必要な経費』の『共通して』を後で加えたことは、政務調査費の『その他の経費』と同様、拡大解釈が可能で無限定となる」とし、「政務活動に要する経費に限定する経費規定との整合性がないこと、すなわち、政務活動費の用途の透明性確保という観点において『政務活動』を否定する規定となることから、条例第8条第2項が規定する『政務活動に要する経費』である政務活動費の『項目』規定ではない。よって、共通経費の内容規定は無効である。」「いずれの支出も各支出に対応する政務活動関連経費であることを裏付ける書類を議長に提出していないことから、私人としてのプライベートな活動経費である。」として充当した金額を全額違法であると主張しているが、請求人の独自の解釈である。

よって、共通経費の支出は不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

なお、中川議員のインターネットプロバイダ契約料(4月から3月までの12か月分)について、「事務所費」

に計上すべきところ、誤って「共通経費」に計上していたが、既に訂正したとの回答があり、収支報告書等を訂正し議長に提出するなど所要の手続が完了していることを確認した。また、中川議員の訂正後の収支報告書等には、事務所費及び共通経費への充当割合について、運用の手引きで認められているとおり、事務所費及び共通経費とも2分の1で計上されており、経費の項目訂正による返還金は生じないことを確認した。したがって、議員の不当利得により本市に損害を与えているとは言えない。

(4) その余の主張について

請求人の「政務活動費は、あくまでも議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部を交付するものであることから、議員としての活動に含まれない活動のための経費などは条例によって対象にすることができない。」「政務活動費は、議員としての活動に含まれない経費について政務活動費を充当することができない経費、言い換えれば、『議員としての活動』経費に限定された経費である。」との主張については、請求人の独自の解釈であり、いずれも上記判断を左右するものではない。

(5) 関係職員の怠る事実の存否

議会事務局では、令和元年度政務活動費収支報告書の収入支出項目の金額の合計に誤りがないかなど、事務的な確認を行っており、残額が発生している議員に対しては、条例により返還請求を行っている。

今回の住民監査請求に係る監査を実施したところ、不適切な支出が認められなかったことから、市長及び関係職員に不当利得の返還請求を怠る事実が存するとはいえない。

(6) 結論

以上のとおり、不適切な支出は認められず、返還請求すべき額が認められないことから、請求人の措置請求には理由がないものと判断し、請求を棄却する。

3 意見

本件請求についての判断、結論は以上のとおりであるが、政務活動費は、議員の調査研究活動の充実を図り、議会の審議能力を強化しようとする趣旨から、議員の自主性、自律性を尊重した運用が行われなければならない。一方で、その財源は公金から交付されていることから、広く市民等に対しその用途についての説明責任を果たすことが強く求められている。

こうした中、金沢市議会においては、政務活動費運用の手引きの改訂を行い、政務活動の内容や支出の事実等を明確にするよう改善が図られてきている。併せて、これまでも運用の手引きの公開や、政務活動費収支報告書について市庁舎内での閲覧を行ってきたところであるが、更に、より一層の透明性の向上を図るため、平成29年度分以後の収支報告書及び出納簿については、市議会のホームページ上で公開し、上記に加え領収証等その他の関係書類についても、市政情報コーナーにおいて閲覧に供されている。

今回、監査対象となった令和元年度政務活動費については、不適切な支出と認定したものはなかったものの、「2」の「(3)」の記載のとおり、一部に経費の計上誤り等が見受けられたところであり、議員においては、政務活動費に係る条例、規則、運用の手引きを遵守し適正な執行を図るとともに、議長に収支報告書等を提出する際には、その計上に誤りがないかなど、提出書類の精査に取り組まれない。また、議長においては、議員に対し改めて運用の手引きの取扱いについて周知徹底を図られたい。

市議会においては、政務活動費の厳正な運用を徹底するとともに、その用途に対する市民の関心が非常に高い制度であることを十分自覚した上で、各議員の責任の下、適正な事務処理に万全を期されたい。

今後とも、市民の負託と信頼の下に、より一層充実した議会活動が行われることを強く期待する。

(別紙第1)

職員措置請求書

— 金沢市長に対する措置請求 —

※原文のまま掲載し、事実証明書の掲載は省略した。

第1 請求の要旨

1 政務活動費の法律

平成24年の地方自治法（以下「法」という。）改正の法第100条第14項乃至第16項の規定は、政務活動費の法律である。

すなわち、法第100条第14項は「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部としてその議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と、法第100条第15項は「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と、法第100条第16項は「議長は、第14項の政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする。」と、それぞれ、規定されている。

2 本件条例

上記法改正を受けて金沢市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「本件条例」という。）が制定され、「政務活動費を充てることができる経費の範囲」を本件条例第8条で規定している。本件条例第8条第1項では、下記①記載のとおり、「政務活動」を規定して政務活動費は政務活動に要する経費に対し交付すること、本件条例第8条第2項では、政務活動費は別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとするものと、それぞれ、規定している。

① 本件条例規定の政務活動

本件条例が規定する政務活動は、以下のとおりである。

本件条例第8条第1項は、「議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」を、「政務活動」と規定している。

金沢市議会議員の政務活動は、例えば、調査研究費に係る経費の内容は、「議員が行う調査研究」活動の経費であり、当該調査研究活動も「議員としての活動」である。

ところが、本件条例の会派共用費は、上記の政務活動「に要する経費」規定とするために、当初案では政務活動の規定がなかったゆえに、「のうち、1の項から8の項まで及び10の項に掲げる経費で、」を第3回政務活動費検討会の冒頭に加え、本件条例の共通経費でも、3「政務活動共通経費」としていた当初の項目名称から「政務活動」を削除し、内容規定の「議員の活動」の次に「に共通の」を挿入すると第4回政務活動費検討会の冒頭で変更したものであるから、以下のとおり矛盾がある。

本件条例第8条第1項は政務活動に要する経費を議員に交付することを規定しており、交付を受けた議員は本件条例第8条第2項で規定する政務活動に要する経費に充てることができる項目と規定しているゆえに、交付を受けた議員が会派へ支出する会派共用費の内容規定は本件条例第8条第1項及び第2項規定に違反しているから、本件条例第8条第2項規定の政務活動費の「項目」ではない。

よって、会派共用費の内容規定は無効である。

また、「議員が行う活動に共通して必要な経費」の「共通して」を後で加えたことは、政務調査費の「その他の経費」と同様、拡大解釈が可能で無限定となるゆえに「政務活動に要する経費」に限定する経費規定との整合性がないこと、すなわち、政務活動費の用途の透明性確保という観点において「政務活動」を否定する規定となるから、本件条例第8条第2項が規定する「政務活動に要する経費」である政務活動費の「項目」規定ではない。

よって、共通経費の内容規定も無効である。

会派共用費及び共通経費の内容規定は、政務活動に要する経費ではない。

② 本件条例規定の政務活動に要する経費

本件条例第8条第2項別表は、「政務活動に要する経費」として、調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、人件費、事務所費、会派共用費及び共通経費の12項目の経費と規定している。

ただし会派共用費及び共通経費の2項目は、全国市議会議長会が策定した議員用の政務活動費条例案（例）の項目の規定には規定されていない。

本件条例では、会派共用費及び共通経費の内容を、以下のとおり規定している。

会派共用費の内容は「所属する会派等において議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同で行う事業に要する経費のうち、1の項から8の項まで及び10の項に掲げる経費で、当該会派等において支出するもの」であり、共通経費の内容は「上記以外の経費で議員の活動に共通して必要な経費」である。

ところで、政務活動費と名称変更された第180回国会の平成24年8月7日の衆議院総務委員会の審議におい

て、上記法改正時の質疑応答の中で、「政務活動費は、」あくまでも議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部を交付する」「ことから、議員としての活動に含まれない」「活動のための経費などは条例によって対象にすることができない」ことが確認されている。

すなわち、政務活動費は、議員としての活動に含まれない経費について政務活動費を充当することができない経費、言い換えれば、「議員としての活動」経費に限定された経費である。

それゆえ、「議員」「共同」「使用」「物件に要する経費」、「議員」「共同」「事業に要する経費」及び「会派」「支出」経費並びに「上記以外の経費」は、法改正時に確認された「議員としての活動」経費ではない。

すなわち、「議員としての活動」を除く活動のための経費に政務活動費を充当すれば、当該経費は違法であるゆえに、本件条例第8条第2項別表で定める会派共用費及び共通経費の項目は政務活動費の条例で定める対象とすることができない経費である。

3 返還請求対象議員

令和元年度の政務活動費の支出においては、政務活動費収支報告書及び政務活動費出納簿で調査したところ、会派共用費及び共通経費を、大多数の議員が支出しているが、本質的には、会派共用費及び共通経費の項目に係る経費に政務活動費を充当支出している議員のすべてに返還請求をする必要がある。

会派共用費及び共通経費の項目の支出合計額の多い上位3名の議員は、以下のとおりである。

源野和清議員は、会派共用費が36万円、共通経費44万5709円、両項目の合計額が80万5709円であり、一番多額である。

源野和清議員の政務活動費出納簿記載の会派共用費支出は5回で、共通経費支出は71回であるが、いずれの支出においても、「政務活動に要する経費」関連経費である事実を証する書類を議長に提出していない。

中川俊一議員の政務活動費出納簿記載では、会派共用費支出は3回で4万3546円、共通経費支出は96回で57万8431円、両項目の合計額は62万1977円であるが、いずれの支出においても「政務活動に要する経費」関連経費である事実を証する書類を議長に提出していない。

澤飯英樹議員の政務活動費出納簿記載では、会派共用費支出は5回で7万0105円、共通経費支出は58回で53万6099円、両項目の合計額が60万6204円である。

いずれの支出においても「政務活動に要する経費」関連経費である事実を証する書類を議長に提出していない。本件措置請求の政務活動費返還対象議員を、上記3名の議員とした。

4 監査対象議員の充当支出の実態

上記3議員が会派共用費及び共通経費として政務活動費を充当理由としている政務活動費出納簿記載の「活動(使途)内容」欄記載の記載内容の実態は、以下のとおり「政務活動に要する経費」ではない。

① 源野和清議員の支出実態

(1) 会派共用費の支出実態は、いずれの支出も「会派共用費概算払分」であって、政務活動を証する書類の議長提出がないから、当該各支出に政務活動費を充当していることは会派共用費の内容規定に違反する違法支出である。

(2) 共通経費は、口座引落の「トヨタファイナンス」及び「ドコモケイタイ」並びにトヨタファイナンス株式会社発行の源野和清宛の「口座振替」領収証2枚であるゆえに政務活動を証する議長提出書類がないから、当該各支出に政務活動費を充当していることは共通経費の内容規定に違反する違法支出である。

なお、源野和清及び株式会社トヨタレンタリース石川の平成27年8月3日付け及び令和1年7月29日付け自動車リース契約書を同議員は議長に提出しているゆえに、「私人としてのプライベートな活動」である両契約締結に伴う毎月の自動車リース料金の各支払額のうちの2分の1相当額を政務活動費で充当しているから、当該契約書2通は当該各充当額が違法支出であることを「証する書類」である。

② 中川俊一議員の支出実態

(1) 会派共用費の支出実態は、いずれの支出も「会派共用費概算払分」であって、政務活動を証する書類の議長提出がないから、当該各支出に政務活動費を充当していることは会派共用費の内容規定に違反する違法支出である。

(2) 共通経費は、自動車リース代、コピー機リース代、自動車ガソリン代及び携帯電話通話料に政務活動費を充当支出しているが、このうちの自動車リース代については中川俊一及び株式会社トヨタレンタリース石川の平成27年5月14日付け及び平成31年3月26日付け自動車リース契約書を同議員は議長に提出しているゆえに、「私人としてのプライベートな活動」である両契約締結に伴う毎月の自動車リース料金の各支

払額のうちの2分の1相当額を政務活動費で充当しているから、当該契約書2通は当該各充当額が違法支出であることを「証する書類」である。また、中川としかず事務所と株式会社OSTはMX-2310FNのレンタル契約書を2019年2月1日にレンタル期間12か月で締結し、2020年1月30日に更新していることは、中川俊一議員がコピーリース料に政務活動費を充当支出していることが当該契約書に基づく毎月の支払額であるゆえに「議員としての活動」経費ではないから、当該契約書はコピーリース料が違法支出であることを「証する書類」である。

③ 澤飯英樹議員の支出実態

- (1) 会派共用費の支出実態は、いずれの支出も「会派共用費概算払分」であって、政務活動を証する書類の議長提出がないから、当該各支出に政務活動費を充当していることは会派共用費の内容規定に違反する違法支出である。
- (2) 共通経費は、乗用車リース料金、デジタルカラー複合機リース料金、デジタルコピー機カウント料金、携帯電話通話料金及び自動車ガソリン代に政務活動費を充当支出しているが、いずれの支出も各支出に対応する政務活動関連経費であることを裏付ける書類を議長提出していないゆえに、本件条例第8条第2項及び本件条例第10条第1項の各規定違反の違法支出である。

加えて澤飯英樹議員が議長提出している書類は、自動車リース代については「私人としてのプライベートな活動」であるオリックス自動車株式会社との自動車リース契約に伴う毎月の自動車リース料金の各支払額のうちの3万円を政務活動費で充当していた「お引落案内」であり、「私人としてのプライベートな活動」である澤飯英樹とシャープファイナンス株式会社のデジタルカラー複合機契約に基づきシャープファイナンス株式会社へ同議員が毎月支払うための支払額を政務活動費で充当していた「ご利用案内」であり、「私人としてのプライベートな活動」である富士ゼロックス北陸株式会社とのデジタルコピー機カウント料金の契約に伴う利用料金に政務活動費を充当支出していた「請求書」であり、株式会社NTTドコモと契約した携帯電話利用料金の支払額に政務活動費を充当支出していた「ご利用額のご案内」であり、自動車ガソリン代は「私人としてのプライベートな活動」である同議員のカード利用料金を政務活動費で充当支出していた「カード代金ご利用代金明細書」であるから、同議員の議長提出書類はいずれも、「議員としての活動」経費ではない証拠であるゆえに違法支出の証拠である。

5 違法額

源野和清議員、中川俊一議員及び澤飯英樹議員の違法支出は、上記4記載のとおりであるゆえに、上記3議員の違法額は、政務活動費収支報告書記載の会派共用費の金額及び共通経費の金額の合計額が違法額である。

源野和清議員の違法額は、80万5709円である。

中川俊一議員の違法額は、62万1977円である。

澤飯英樹議員の違法額は、60万6204円である。

- 6 請求人は、源野和清議員に対し80万5709円、中川俊一議員に対し62万1977円、澤飯英樹議員に対し60万6204円、及び当該各金額に対する民法第404条第2項規定の年3パーセントの遅延損害金を加えて支払うように市長が請求することを求める。

よって、地方自治法第242条第1項の規定により、請求人は、金沢市監査委員に対し、事実証明書を添えて必要な措置を講ずることを求める。

第2 請求人

金沢市小坂町西61番地7 林木 則夫

第3 事実証明書

- 1 金沢市議会政務調査費の交付に関する条例及び同施行規則
- 2 第180回国会 総務委員会 第15号(平成24年8月7日(火曜日))(抜粋)
- 3 全国市議会議長会策定の「〇〇市(区)議会政務活動費の交付に関する条例案(例)」
- 4 政務活動費検討会記録
- 5 第2回政務活動費検討会記録
- 6 第3回政務活動費検討会記録
- 7 第4回政務活動費検討会記録

- 8 金沢市議会政務活動費の交付に関する条例
- 9 令和1年度 政務活動費収支報告書 議員氏名：源野和清
- 10 令和元年度 政務活動費収支報告書 議員氏名：中川俊一
- 11 令和元年度 政務活動費収支報告書 議員氏名：澤飯英樹

以上

(別紙第2)

政務活動費支出の適否についての具体的判断基準

I 基本的事項

1 政務活動費を充てることができない経費

| ○条例別表の備考2 | ○運用の手引き (具体的事例) |
|-----------------------|--|
| 1 政党の活動に係る経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・党費、党大会の参加費、党大会の賛助金、党大会参加に係る経費等 ・政党の広報紙・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送等に要する経費 ・政党組織の事務所経費(人件費を含む。) ・その他自己の所属する政党活動、県連(政党等)活動に係る経費等 |
| 2 慶弔費その他の交際費的経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・慶弔電報代、香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭に係る経費 ・病気見舞い、餞別、中元・歳暮、年賀状等の購入・印刷経費 ・宗教活動に係る経費 ・専ら個人的な立場において支出すべき会費 (町内会費、PTA会費、婦人会費、老人会費、商工会会費、同窓会費、ライオンズクラブ・ロータリークラブの会費等) ・各種団体への寄付金、支援金等 ・政党のパーティー及び政治資金パーティー出席経費 ・親睦を目的とする会合の会費 ・レクリエーション経費 |
| 3 選挙活動に係る経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・選挙ビラ等の作成・発送に係る経費 ・選挙活動に係る事務所経費(人件費を含む。) ・その他選挙運動及び選挙活動に係る経費 |
| 4 後援会活動に係る経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・後援会の広報紙等の作成・発送に係る経費 ・後援会活動に係る事務所経費(人件費を含む。) ・その他後援会活動に係る経費 |
| 5 飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・新年会、忘年会等の飲食を主目的とする会合への出席費用 ・会派や議員間の私的な懇談会等への出席費用 ・会議と連続しない懇談会等のみへの出席費用 ・社会通念上「市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」を行うのに不適切な場所での飲食経費(居酒屋、温泉レジャー施設など) |
| 6 会派等又は個人の資産形成に係る経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・事務所(駐車場含む。)の土地建物の購入経費、建築工事費、修繕費(事務所の維持に必要な小規模な修繕を除く。) ・自動車、バイク、自転車等の購入経費 ・購入車両の維持管理経費(自動車税、車検代、保険料、修理代、洗車代) ・カーナビ購入費(リース車両に設置されたもの以外) ・自宅事務所の賃料 |

| | |
|-----------------------------------|---|
| 7 政務活動費以外の公費支出と重複する支出に係る経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・委員会等の視察旅費との重複 ・費用弁償支給対象日に登退庁するための交通費(タクシー代、ガソリン代等)との重複 |
| 8 公職選挙法(昭和25年法律第100号)其他法令等に抵触する経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・公職選挙法第199条の2の寄附に該当する経費 ・祭りへの寄附や差し入れ ・地域の行事やスポーツ大会への飲食物の差し入れ ・町内会の集会や旅行などの催し物への寸志や飲食物の差し入れ ・各団体等からの案内(催し物、会合等)に対する寄附行為 ただし、参加者全員が会費を負担している場合に、同額を負担する場合を除きます。 ・後援団体の落成式や開店祝い、葬儀の花輪 |
| 9 使途不明の支出に係る経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・領収書に「品代」などと記載され、何に使われたか不明のもの ・領収書を紛失するなど、何の経費に充てられたか具体的に説明できない支出 |

2 領収書等添付義務付け

【条例、規則】

○条例第10条

政務活動費の交付を受けた議員は、規則で定める政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出しなければならない。

○条例別表の備考2

政務活動費を充てることができない経費は、次のとおりとする。

(9) 使途不明の支出に係る経費

【運用の手引き】

○領収書等のチェック要領

| | 項 目 | 注 意 事 項 |
|---|-------|--|
| 1 | 日 付 | 領収した日が記載してあること。 ＊ただし、日付欄のない定期購読の新聞領収書にあつては、支払った日を補記すること。 |
| 2 | あ て 名 | 議員名が記載してあること(議員から集めた会派共用費を支出する場合のあて名は、会派名または会計担当者の議員名とする。) ＊あて名のないもの、上様となっているもの、後援会の名前になっているものなどは不可 (※)あて名が〇〇〇〇事務所(後援会事務所を除く。)となっているものであつても、申立書等により政務活動のために支出したことが確認されたものについては、政務活動費の充当を認める。 |
| 3 | 発 行 者 | 記名押印がされていること。 ＊機械発行の領収書については、発行者名が印字されていれば押印が無くても可 |
| 4 | 金 額 | 支出した金額が記載してあること。 |
| 5 | 但 書 き | 何の代金か明確に記載してあること。 ＊お品代、商品代など具体名のないものは不可。ただし、別紙により明細など具体名の内訳が示されているものは可 (※)但書きが記載されていないものであつても、他の添付書類等からその内容を類推することが可能な場合は、政務活動費の充当を認める。 |

| | | |
|----|-------------------------|---|
| 6 | 印紙 | 領収書の記載金額5万円以上（消費税の金額が明確に記載してある場合には消費税を除いた金額）の場合に貼付してあること。また、消印されていること。 (※)印紙が貼付されていないものであっても、その他の項目により、支払事実が確認できるものは、政務活動費の充当を認める。 |
| 7 | 記載事項の訂正 | 訂正箇所（金額を除く）にもとの記載が読めるようにして二本線を引き、正しい記載をしたうえで、発行権限者又は取扱者の押印（訂正印）、もしくは取扱者のサインがしてあること。 *記載事項の訂正は相手方に行わせること。 |
| 8 | 銀行等の振込金受取書 | 銀行等の振込金受取書（ATM利用明細票など）は、日付、依頼人（議員名）、受取人及び金額が記載されていることに加え、明細の記された請求書の写しを合わせて添付することや内容を領収書等添付用紙に補記するなど使途（内容）が明確なものに限り、領収書に代えることができる。 |
| 9 | 預金通帳の写し（クレジットカードの明細の写し） | 自動振替している経費がある場合、預金通帳の表紙及び該当ページの写しと支払い対象の内容がわかる証票や書類の写しを合わせて提出すること。クレジットカードの明細も同様。 |
| 10 | レシート | レシートは、日付、あて名、発行者、品目及び金額の記載があるものについては、これを領収書として取り扱うことができる。 *あて名欄が無いレシートはレシートにあて名を補記する。 |

補記は、発行者が記載したものと区別するため、鉛筆で原本に記入すること。

II 費目別使途基準

1 会派共用費

【条例、規則】

○条例別表(第8条関係)「政務活動費使途基準」

所属する会派等において議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同で行う事業に要する経費のうち、1の項から8の項まで及び10の項に掲げる経費で、当該会派等において支出するもの

【運用の手引き】

(主な例)

・事務機器の購入費又は賃借料、調査研究費、研修費、会議費、資料作成費、資料購入費等

その他の例

※1 会派共用費の限度額は、議員一人につき、60万円/年とします。

※2 会派共用費は概算払できることとし、精算は、第4四半期に行うものとします。

2 共通経費

【条例、規則】

○条例別表(第8条関係)「政務活動費使途基準」

上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費

【運用の手引き】

(例)

・携帯電話及びタブレット端末の利用料金、自動車の燃料費、自動車のリース料、コピー機のリース料、事務所が自宅と兼用になっていない場合の自宅固定電話利用料

・携帯電話及びタブレット端末の利用料金については、それぞれ1台分に限り、充当割合を1/2とし、携帯電話及びタブレット端末を合わせて限度額を1万5千円/月とします。

- ・自動車の燃料費については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を2万円/月とします。
 - ・自動車のリース料については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を3万円/月とします。
(維持管理費を含む)
 - ・コピー機のリース料については、1台分に限り、コピー機を設置する事務所の形態に応じ、事務所費の按分率に準じて充当割合を1/2又は1/3とし、限度額を1万円/月とします。
 - ・事務所が自宅と兼用になっていない場合で、自宅の固定電話を利用せざるを得ない場合、自宅の固定電話の利用料金については、1台分に限り、充当割合を1/3とし、限度額を1万円/月とします。
- ※1 共通経費については、共通経費の(例)に掲げる5つの経費以外の計上はできません。

令和3年(2021年)5月21日 印刷
令和3年(2021年)5月21日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄